

2. 入札

2.1 契約（購入・使用）する試薬は、血液ガス分析装置と同一メーカーであること。

2.2 血液ガス分析装置 1 年間の試薬費の総価であること。

2.3 試薬単位は現行機器より算出したものであり、年間総数（別表 1）と同等になるよう、新機器に対応した各社毎の試薬単位で再集計すること。

3. 契約期間

3.1 試薬の契約期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までとする。

3.2 市場価格に著しい変動がある場合を除き、分析装置の使用期間中は毎年度、同単価 で単価契約を締結すること。

3.3 機器および試薬ともにセットアップにかかる期間の作業及び費用は落札者の負担と する。

2.1 契約（購入・使用）する試薬は、血液ガス分析装置と同一メーカーです。

2.2 血液ガス分析装置 1 年間の試薬費の総価です。

2.3 試薬単位は現行機器より算出したものであり、年間総数（別表 1）と同等になるよう、新機器に対応した各社毎の試薬単位で再集計します。

3.1 試薬の契約期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までとする。

3.2 市場価格に著しい変動がある場合を除き、分析装置の使用期間中は毎年度、同単価 で単価契約を締結します。

3.3 機器および試薬ともにセットアップにかかる期間の作業及び費用は負担します。

